

6年間奨励金が交付されます！

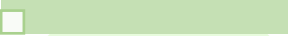
## 栃木県那須烏山市 企業誘致・立地支援制度



那須烏山市では、地域産業の振興と雇用機会の維持及び拡大、既存企業の定着を目的として、市内への製造業をはじめとする事業場・施設等の新增設を支援するため、「企業誘致及び立地を促進する条例」を制定し、企業立地奨励金等の交付を行っています。

## 1. 対象となる条件

対象事業を営む企業等が

 製造業 情報サービス業等 ホテル・旅館  
(30室以上)3人以上従業員が常駐する  
対象施設等(※1)を 生産・研究施設 事務所・倉庫・検査所 事業の用に供する施設 +上記に付随する設備

(※1) 施設 (=建物) に係る要件

 施設の取得額or評価額3,000万円以上 (※2) 常駐する従業員が3人以上

市内に新增設等したとき

 新設 増設 移転・移設 建て替え規模の維持  
or拡大ほか、従業員住宅を  
新增設したとき 市内で対象事業を  
営む企業等 社宅・社員寮を取得 社宅・社員寮の取得額  
3,000万円以上 (※2)

(※2) 取得額・評価額算定の要件

 親会社等からの取得・賃借を除く 役員、役員の親族等からの取得・賃借を除く

## 2. 奨励措置の内容

奨励金区分	要件・対象	交付額	交付年数	限度額 ／年度
(1) 企業立地奨励金	取得：家屋・償却資産・土地 賃借：家屋・土地	●固定資産税相当額 ●年間賃借料 ×1/10	▶6年間 ▶6年間	合計 3,000万円
(2) 用地取得奨励金 (1)に上乗せ	取得：敷地となる土地	●土地の取得経費 ×1/10	▶1回のみ	1,000万円
(3) 雇用促進奨励金 (1)に上乗せ	市内者2人以上 正規雇用かつ1年継続	●1人 30万円	▶6年間	1,500万円
(4) 従業員住宅設置 奨励金	取得：家屋・土地	●固定資産税相当額	▶3年間	

(1)(2)(4)親会社等や役員、役員の親族等からの取得・賃借によるものは対象から除く

## 3. 手続きの流れ

